

め た に し ち く か っ さ い か け い か く
沼田西地区活性化計画

広 島 県
広島県三原市

平成20年1月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	沼田西地区活性化計画		
都道府県名	広島県	市町村名	三原市
		地区名	沼田西
		計画期間	平成20年度～平成24年度

目標

地形図作成や農用地等集約化などの農地基盤整備(区画整理)の事前調査を行うことにより、地域住民で将来の地域づくり及び地域農業について、集落点検や地域営農ビジョン(案)の作成などを通して、考える契機を与えることになる。このことをきっかけに、平成23年度からほ場整備を行うことを目指すものであり、農家戸数の減少(減少率7.7%⇒5%)を抑制させ、地域の活性化を図る。

目標設定の考え方

地区の概要

三原市は、広島県の東南部の標高0mから450mに位置する人口104,142人(H18.3.31住民基本台帳人口)の市である。市の南部は瀬戸内海に直し、沼田川に沿って開けた平地～中山間農業地域で、北部は中山間～山間農業地域である。三原市域の中でも沼田西町は、古くからの農村地域であるが、近年、三原西部工業団地ができ、農村地帯・工業地帯の混在する地域である。工業団地の整備が進んでいるものの、集落形成の根幹となる農業基盤の整備は遅れており、農地の放棄や耕作放棄地、またそれともなう環境悪化が懸念されている。この地域の農業は、水稻中心で戸別経営面積は小さく、土壌利用型農業の展開は困難な状況である。そのため、三原市では本地域を「三原市農業振興地域整備計画」に位置づけ、優良な農地の確保・保全と農業振興のための各種施策を計画的に実施することとしている。

現状と課題

本地域は、古くから水稻を中心とした農業を基幹産業とした農村地域であったが、近年、工業団地や住宅団地が整備されたことにより、沼田西町全体では若干人口が増加している状況である。しかし、本地域の基幹産業である農業に携わる農家戸数が年々減少しており、農業の減退が進んでいる。また、農業生産面では、戸当たり耕作面積が小さく、非効率で収益性が低いため、耕作放棄による農地の荒廃が急増しており、地域の農業・農地及び集落を維持・保全していく上で、農家戸数の減少を抑制することが課題となっている。

今後の展開方向等

本地域の農業・農地及び集落を維持・保全していくためには、現在の農家戸数を維持していく必要がある。そのためには、まず地域が一体となって、地域の農業の将来像を検討し、その後、農地の基盤整備(区画整理)を行うことにより、農地の集約化と営農の低コスト化を図る。また将来的には農業集落法人を設立し、職業としての農業の確立、農家の定住促進から、本活性化地区全体の地域農業の活性化にも繋げるものである。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
三原市	沼田西地区	基盤整備(地形図作成)	三原市	有	イ	
三原市	沼田西地区	基盤整備(農用地等集団化)	三原市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当無し			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
三原市	沼田西地区	農業生産法人等育成緊急整備事業	広島県	計画期間:H23年度~H28年度

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

該当無し

3 活性化計画の区域

沼田西地区(広島県三原市)	区域面積	520	ha
区域設定の考え方			
①法第3条第1号関係: 工業団地を除く当該区域の総面積520haのうち、農林地面積は490haで95%を占めている。また、1割以上が農業従事者である。			
②法第3条第2号関係: 沼田西地区全体の人口は工業団地・住宅団地の進出により微増しているが、この地域の農村地域では農家戸数が減少している。(H12→H17で7.7%減) また、農業従事者の高齢化が進んでおり、地域の活性化を図るためには、農業の生産基盤の整備を行うことが不可欠である。			
③法第3条第3号関係: 三原西部工業団地、小原工業団地付近の集落で、工業地帯、農村地帯の混在する地域であるが、本地区内に市街地を形成している区域はない。			

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利戸目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 該当なし

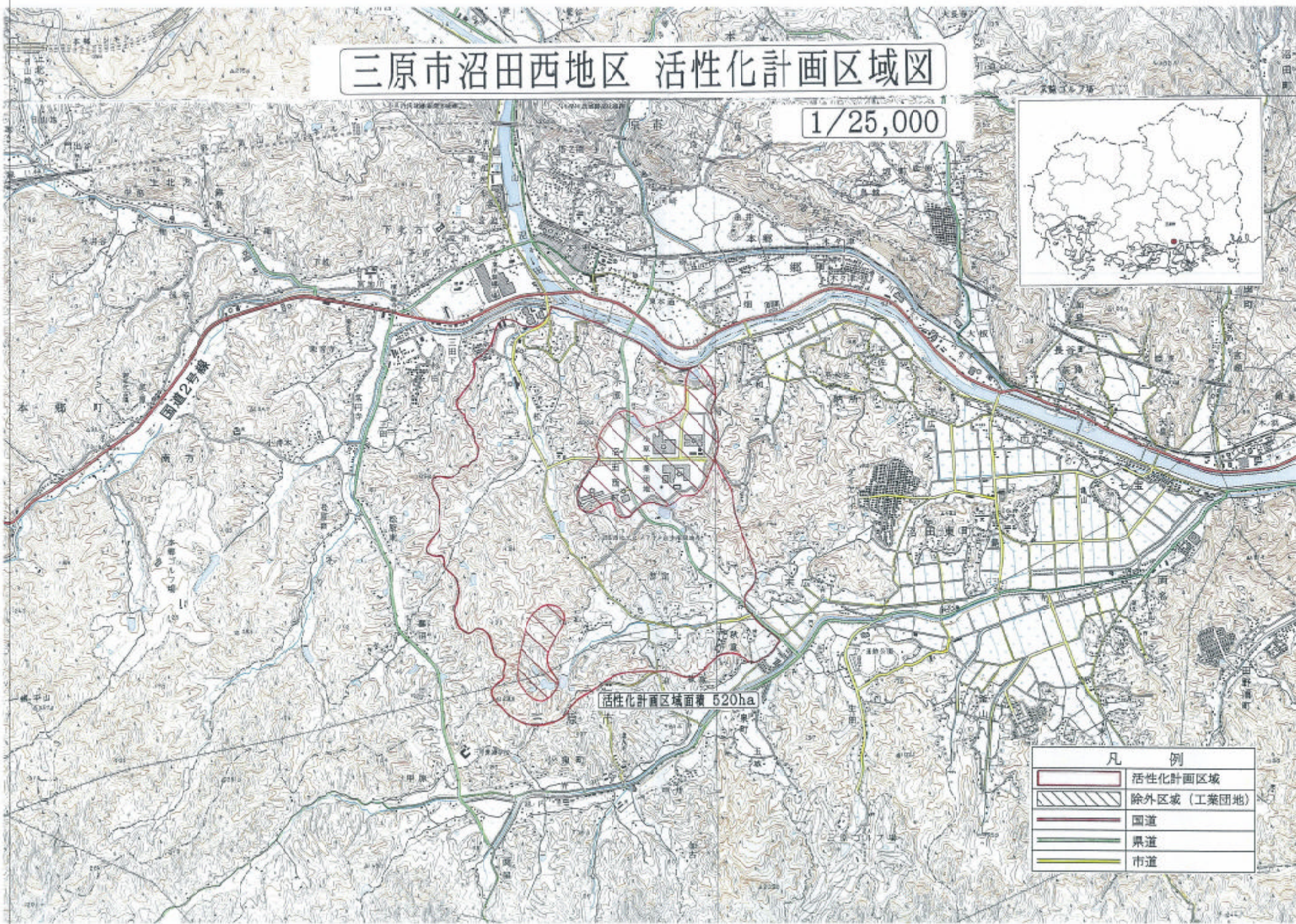
事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

活性化計画の目標の評価については、計画終了後に市として農家戸数調査を行い検証する。

三原市沼田西地区 活性化計画区域図

1/25,000



活性化計画区域面積 520ha

凡 例	
	活性化計画区域
	除外区域 (工業団地)
	国道
	県道
	市道

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
広島県(代表) 広島県三原市	平成20年度～平成23年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
広島県 農林水産部 農林整備課 農村基盤課	082-513-3655	082-228-1307	agc.sprk.bar@pref.hiroshima.lg.jp
三原市 経済部 農林整備課	0848-67-3078	0848-64-4103	

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する基盤整備の円滑化	3年	計画区域における区画整理事業着手までの年数(年) = 事業実施後、区画整理事業の着手までの年数(年)
事業活用活性化計画目標の設定根拠 ほ場整備事業に着手するまでの年数とする。(平成23年度着手予定)		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
事業活用活性化計画目標の設定根拠		

Ⅲ 優先枠を活用する事業に関する事項 該当なし

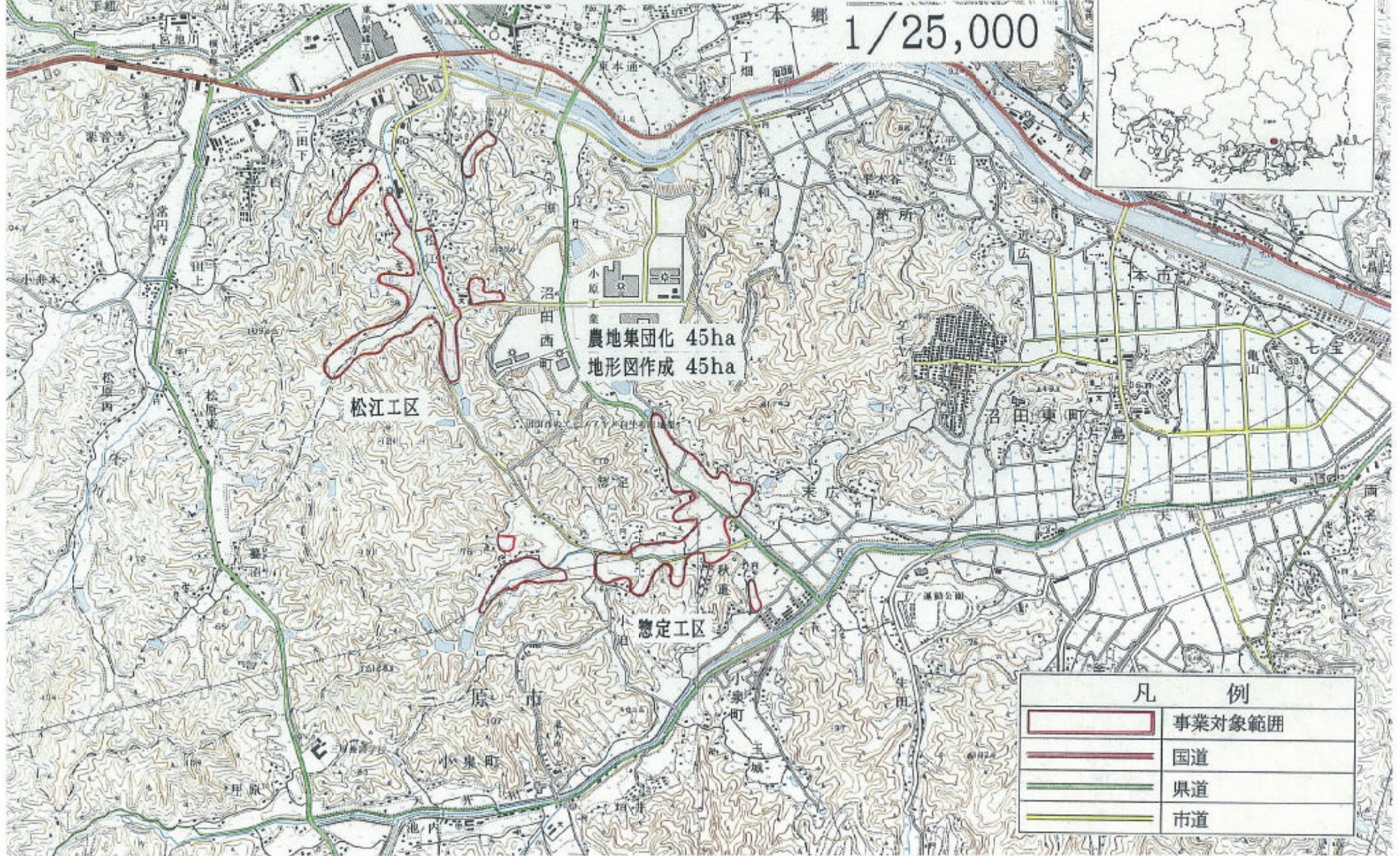
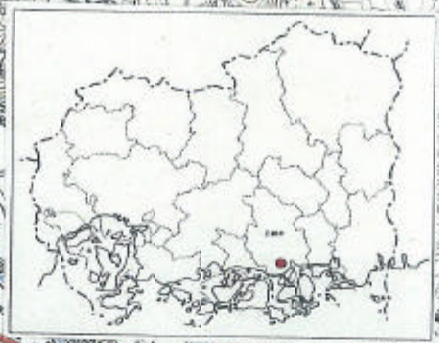
(交付対象事業別概要)

優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 出口促進拠点条件整備事業優先枠 2 農林漁業ITチャレンジ支援対策優先枠			
優先枠指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	
優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 出口促進拠点条件整備事業優先枠 2 農林漁業ITチャレンジ支援対策優先枠			
優先枠成果指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

沼田西地区 基盤整備(地形図作成・農用地等集団化)

1/25,000



農地集団化 45ha
地形図作成 45ha

松江工区

惣定工区

凡 例	
	事業対象範囲
	国道
	県道
	市道

(参考様式2)

事前点検シート

【地形図作成事業、農用機械同化事業 沼口西地区】

計画主体名	広島県、三原市		
計画期間 実施期間	H20～H24 H20	総事業費(交付金)	14,800千円(8,030千円)【内訳:地形図作成事業11,500千円(6,225千円)、農用機械同化事業3,100千円(1,705千円)】

1. 利用金体について

項 目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び司法に基づき国が決定する基本方針と適合しているか	○	定住等の促進に資する担い手への定住利用集積を目標としており、基本方針に適合している。
町域振興計画、産業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定活潑な整備事業計画その他の各種建設計画・施策との連携、配分、併行等が図られているか	○	三原市農業振興計画(事業管理計画)に位置づけられており、連携、配慮、併行が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基盤としたものになっているか	○	地域自治会総会において受益者及び地域住民の合意形成が図られている。
事業の推進体制は確立されているか	○	平成23年3月に沼口西土成東区を設立する予定。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	定住の利用集積を行うことにより、効率的な農業経営を實現し、営農意欲のある若い人材の育成を図り、地域の活性化を目指すことにより減少傾向にある定住人口の増加につながる。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間5年、実施期間1年としており、基調等で定められた期間以内であり適切である。
交付金算額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	基調で定められた交付率5.5/10としており範囲内である。

2. 創設事業について

項 目	チェック欄	判断根拠
自力もしくは他の助成によって実施が完了した施設等を本交付金で切り替えて交付対象とするものではないか	○	平成20年度新築申請である。
新築築替もしくは合築又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農林漁業活性化プロジェクト交付金実施要領の適用に定める基準を満たしているか	-	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(平成40年大臣官庁告示第34号)別表等による耐用年数がおおむね9年以上のものであるか	-	
事業による効果の発現が住民に見込まれるか		

<p>貸付スケジュール分析の手続きは適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における貸付対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け「第103号農林水産省大臣書頭長通知」)により適切に行われているか)</p>	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における貸付対効果分析に基づき行っている。
<p>上記の貸付対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか</p>	○	地形区作成事業、農林の農田化事業は、投資効率が1.0とみなすことができることになっている。
<p>事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか</p>	○	事業内容は定住等の促進に資する担い手への農地利用集積等である。事業実施主体は二原市で、実施要綱の要件を満たしている。
<p>個人に対する交付ではないか、また「貸付条件」のおそれがないか</p>	○	事業実施主体は二原市である。
<p>灌漑水の利用目的の見直し等は適正か</p>		
<p>中規模灌漑の拠点となる施設にあっては当該お区の入り込み畜数や都市との交通状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか</p>	-	
<p>近隣市町村の類似施設等の現状状況と利用状況等を踏まえているか</p>	-	
<p>利用対象者、利用期間など施設の利用形態を検討しているか</p>	-	
<p>施設等の整備や設置場所、地区における他の施設との重複的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか</p>	-	
<p>二乗費精算等は適正か</p>		
<p>過大な積算としていないか</p>	○	農林水産省主導改良工事積算基準に準拠し積算を行っている。
<p>過剰・空位コストの低減に努めているか</p>	-	
<p>附属施設は交付対象として適正か(必要はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)</p>	-	
<p>付属品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)</p>	-	
<p>整備予定場所は、農業者の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から判断して適正か</p>	-	
<p>灌漑用地が確保されている又は確保される見込みがついているか</p>	-	
<p>事業実施主体の負担(経費、負担資金の返済等を含む)について十分検討され、適正な資金計画はとらえられているか</p>	○	二原市の新市建設計画に計上されている。
<p>整備後、おいて施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか</p>		
<p>維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は確保されているか)</p>	-	
<p>現実的な形で運営にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画を経営計画を受け入れるなど適正なものとなっているか</p>	-	
<p>他の事業との合併移行等の場合、事業費の根拠等が適正に行われているか</p>	-	